## 建設業許可証明書の申請要領等について

国土交通交通大臣許可業者のうち、九州地方整備局管内の建設業者の方については、以下のとおり建設業許可証明書を発行しております。<u>令和2年4月1日より、以下の【1】の場合に限り、原則1部の発行いたします。</u>なお、証明書は手続の関係上、即日発行は行っておりませんのでご了承下さい。許可証明は行政サービスの一環として行っているものであり、不適切な発行要求についてはお断りする場合もあります。

## 【1】建設業許可証明書を発行できる場合

- ①現在、更新許可を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていない場合
  - (ただし、許可有効期限内の場合は原則対象外)
  - ※請求は、一の更新申請につき、1回限り。
- ②建設業者・宅建業者等記号情報検索システムによる確認ができない事項又は、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合
  - ※建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

https://etsuran2. mlit. go. jp/TAKKEN/

若しくは、検索サイトで「建設業者 検索」等と入力

## 【2】申請方法 原則郵送

## 【3】申請書類

①許可証明願(1部 A4判)

下記の例を参考に、申請年月日、申請者、理由等を記入のうえご提出下さい。

②許可通知書の写し(2部)

現在有効の許可通知書1通につき、写しを2部ご提出下さい。2部のうち1部は当方の控えとさせて頂きます。現在の代表者が許可通知書と異なる場合は、通知書の写しの代表者名の前に(旧)と書き込み、その下に現在の代表者名を頭に(新)と付したうえでご提出下さい。

- ※上記有効の許可通知書は業種追加・般特新規をした場合も含みます。
- ③返信用封筒(切手を貼り、宛先を記入したもの)
- ④ (更新申請中の場合) 建設業許可申請書(様式第1号)の写し(1部) 受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。
- ⑤ (代表者、商号又は名称、廃業など許可内容に変更があった場合) 変更届の写し(1部)

受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。代表者、商号又は名称の変更の変更の場合は通知書の写しの代表者名、商号又は名称の前に(旧)と書き込み、 その下に現在の代表者、照合又は名称を頭に(新)と付したうえでご提出下さい。

送付先

〒812-8569 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館3階 国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 あて

令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局 建政部 建設産業課長 あて

> 申請者 住 所 商号または名称 代表者役職 氏 名

建設業許可証明願

○○○のため、当社が許可を有していることを証明願います。